誓 約 書

年 月 日

三次市長 様

浄化槽設置者 住所 氏名

囙

今般,<u>広島県</u> において浄化槽を設置するに当たり,『建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A3302:2000)』に基づく処理対象人員の算定方法では,住宅の延べ面積が130㎡を超えることにより処理対象人員が7人となり,実際の使用状況を考えると明らかに実情に添いません。

このため、同基準のただし書の適用をお願いしているところですが、この 適用を受け、処理対象人員が5人の浄化槽を設置した場合、将来、諸般の事 情の変化等によっては、浄化槽を自らの責任において埋め替える必要が生じ る場合があることも十分理解した上で、下記記載事項並びに関係図書記載事 項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 当該浄化槽に係る住宅においては、将来に亘って、1日当たりの最大水道使用量が 1,000リットルを超えることとなる人員が居住することはありません。
- 2 浄化槽法に基づく,浄化槽の保守点検,清掃及び定期検査の実施は,浄化槽を設置する者の義務であり、本規定を遵守することにより、生活環境を保全します。
- 3 前記1の項に相違する事態となった場合,並びに定期検査または行政庁が行う検査 の結果が「不適正」と判定された場合は、浄化槽の埋め替えを行うなど、行政庁の 指導に従い、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 4 その他、行政庁が必要と認めて行う指導を受けた場合も、責任を持って速やかに改善措置を講じます。
- 5 浄化槽管理者(浄化槽設置者に同じ。)を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。